

令和9年度（2027年度）吹田市納税通知書用封筒広告掲載募集要項

令和9年度（2027年度）に発送する納税通知書送付用の封筒の裏面に広告を掲載していただける団体、企業等を募集します。応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項を御承知の上、お申込みください。

1 募集対象となる納税通知書

- (1) 令和9年度 軽自動車税の納税通知書用封筒
- (2) 令和9年度 固定資産税・都市計画税の納税通知書用封筒
- (3) 令和9年度 市民税・府民税の納税通知書用封筒（普通徴収分）

2 広告掲載期間

- (1) 軽自動車税：納税通知書を最初に送付した時から、最長で約1年間。
- (2) 固定資産税・都市計画税：納税通知書を最初に送付した時から、最長で約1年間。
- (3) 市民税・府民税：納税通知書の初回送付時。

ただし掲載期間中であっても作成した全ての封筒が使用された場合は、その時点で広告の掲載は終了とします。

3 発送予定枚数

発送予定枚数であり、この枚数を確約するものではありません。

封筒の税目	初回発送予定枚数 (1)：4月下旬発送 (2)：4月中旬発送 (3)：6月上旬発送	初回発送以降発送予定枚数
(1)軽自動車税	約 42,000枚 うち市内約 38,000枚	約 500枚 うち市内約 350枚
(2)固定資産税・都市計画税	約 119,710枚 うち市内約 102,340枚	約 1,710枚 うち市内約 1,470枚
(3)市民税・府民税 (普通徴収分※)	約 71,000枚 うち市内約 68,000枚	0枚

※普通徴収とは、市民税・府民税を納税義務者が納付書などを用いて自ら納める方法です。主に個人事業主やフリーランス、退職された方などが対象となります。

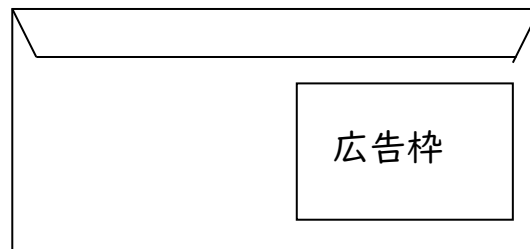
4 広告の掲載料の最低価格

封筒の税目	最低価格
軽自動車税	51,000円
固定資産税・都市計画税	116,000円
市民税・府民税（普通徴収分）	71,000円

5 募集広告枠、サイズ、広告の色

納税通知書用封筒の裏面1枠、サイズ 縦6cm×横8cm、市指定色1色

封筒裏面イメージ



※広告掲載期間中に掲載原稿を変更することはできません。

6 応募方法

次の書類を全て、提出してください。（郵送可）

- (1) 令和9年度（2027年度）吹田市納税通知書用封筒広告掲載申込書

必要事項を全て記入してください。

なお、広告料は「4 広告の掲載料の最低価格」に記載された税目ごとの最低価格以上の申込額を記入してください。

- (2) 広告掲載原稿

白紙へ印刷したものを提出してください。

また、広告主は掲載決定後、データを提出してください。データ形式は「令和9年度（2027年度）納税通知書用封筒広告入稿可能データ形式一覧」を参照してください。

- (3) 法人の所在地が吹田市外の場合は、法人市民税の納税証明書（直近分）

提出日以前、3ヶ月以内に発行されたもの（コピー可）

- (4) 法人格を有しない個人事業主及び団体代表者の住所が吹田市外の場合は、市府民税の納税証明書（直近分）

提出日以前、3ヶ月以内に発行されたもの（コピー可）

- (5) 吹田市広告掲載基準第10条に掲げる基準を満たすことを確認できる書類

業種ごとに異なりますので、予め御相談ください。

7 申込期間

令和8年(2026年)11月2日（月）から令和8年(2026年)11月16日（月）まで [必着]

※郵送の場合、令和8年(2026年)11月16日（月）までに到着したものまでが有効です。

8 提出先・送付先

吹田市役所 市民税課（中層棟2階201番窓口）

9 掲載できない広告

別紙「吹田市広告掲載基準」を御参照ください。

10 広告主の決定方法

広告主は、吹田市納税通知書用封筒広告掲載取扱要領第7条の審査基準を満たした広告掲載原稿を提出した者から、次の方法により決定します。ただし、次の方法においても決定できないときは、抽選により決定します。

(1) 広告掲載を希望する税目ごとに最も高額な申込額を記載した者

(2) (1)の方法で決定できない場合は、次の優先順位の基準の上位の者

ア 公社、公益法人及びそれに類するもの

イ 公共的性格のある法人（アに掲げるものを除く。）であって、市内に事務所又は事業所を有するもの

ウ ア及びイに掲げる以外の法人又は自営業者であって、市内に事務所又は事業所を有するもの

エ ア、イ及びウに掲げる以外の法人又は自営業者

11 広告掲載を申し込まれる方は、下記の要領、基準を事前に御確認ください。

(1) 吹田市広告掲載要領

(2) 吹田市広告掲載基準

(3) 吹田市納税通知書用封筒広告掲載取扱要領

12 その他

(1) 広告の欄外に下記のとおり表示します。

・この広告は吹田市の行財政改革の一環として掲載しているものです。

・広告料収入は吹田市の歳入に組み入れられています。

・吹田市が広告内容等について推奨等をするものではありません。

・広告内容に関する御質問は、広告主に直接お問い合わせください。

(2) 広告の版下作成費用は、広告掲載希望者の負担とします。

(3) 広告掲載希望者から提出された広告原稿は、その広告掲載希望者から返却の依頼があった場合返却します。

(4) 広告内容の補正等の条件を付す場合があります。

(5) 広告主の決定は、令和8年12月頃の予定です。

(6) 広告料は決定した広告主が記載した申込額とします。なお、「3 発送予定枚数」に記載された発送予定枚数が実送付数と異なった場合でも、決定した広告料は変更

しません。

- (7) 掲載が決定された広告主には、広告料を市長の指定する期日までに一括して納付していただきます。

13 お問い合わせ

吹田市税務部市民税課

〒564-8550

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 中層棟2階201番窓口

電話：06-6384-1243（直通）

06-6384-1231（代表）内線 2150

E-mail：zeisei@city.suita.osaka.jp

令和 9 年度（2027 年度）納税通知用封筒広告入稿可能データ形式一覧

広告主は、掲載決定後、原稿を次に掲げるいずれかのデータ形式で提出してください。

※ 掲載申込み時は、白紙へ印刷したものを提出してください。

呼称	フルネーム	所有者	拡張子	備考
JPEG	Joint Photographic Experts Group	Joint Photographic Experts Group	.jpg, .jpeg (containers: .jif, .jfi)	
PDF	Portable Document Format	アドビシステムズ	.pdf	